

滋賀文教短期大学における研究活動上の不正行為防止計画

平成27年4月1日策定

「滋賀文教短期大学研究活動における不正行為等及び研究費の不正使用等の防止・対策に関する規程」第8条に基づき、滋賀文教短期大学における研究活動上の不正行為を防止するため、下記のとおり計画を策定する。

1 管理体制の強化

研究活動上の不正行為の防止について、責任者会議において不正防止活動を推進する。
(責任者会議構成員 統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者)

2 研究活動における行動規範の周知徹底

研究活動上の不正行為を防止するため、「滋賀文教短期大学研究活動における行動規範」を大学ホームページにより学内及び学外への周知を行うとともに、全ての構成員に対してコンプライアンス研修及び研究倫理教育を実施する。

3 研究費の適正な運営管理

「公的研究費助成事業に係る経費等取扱規程」を遵守し、以下について周知徹底する。

(1) 発注及び検収方法の徹底

物品等の発注及び検収は例外的な取扱が必要と認められる場合を除き事務職員が実施することを研究者だけでなく取引業者等に対しても周知徹底し、発注が特定の取引業者等に偏らないよう配慮するとともに、研究者・取引業者等に対して誓約書の提出を求めるものとする。

(2) 発注(購入・提供依頼手続き)

物品等(役務の提供を含む。以下「物品等」という。)の購入・提供依頼は研究者からの購入伺いの提出を受け、事務局が取引は業者等へ発注する。

(3) 検収

「公的研究費助成事業に係る経費等取扱規程」第4条に基づき、納品される物品等は必ず事務局による検査を実施する。

例外的に認められた研究者による購入物品についても、事務局において納品後検査を実施する。

納品検査の対象物品は研究費の対象となる全ての物品等とする。

なお、納品検査を受けていない物品等は、研究費としての代金の支払いを行わない。

(4) 旅費の事実確認

出張伺いの事前提出及び旅行内容・手段・旅行地・期間等の確認を徹底し、実態のない出張や研究目的を逸脱した不要な出張などの不正を防止する。

復命を徹底し、復命事項を精査するとともに、必要に応じ用務先への確認を行う。

(5) 謝金及び賃金の事実確認

伺い書により、勤務日、勤務時間等が労働関係法令に抵触しないか確認を徹底するとともに、勤務実態のない申請や水増し請求などの不正を防止する。

勤務の確認は、出役表により事務局が確認を行う。

(6) 計画的な予算執行

予算の執行が特定の時期に偏らないよう計画的な執行を徹底する。
特に、年度末での執行についてはその必要性を必ず確認する。

4 監査体制の強化

研究費の適正な執行を確保するため、「滋賀文教短期大学内部監査規則」に基づく監査を年 1 回以上実施する。

監査にあたっては、規程に照らして会計書類等が適正に処理されているか確認し、執行状況に関する情報を基に不正を発生させる要因を整理・分析し監査の効率化・適正化を図る。

また、毎年度テーマを設けて重点監査を行う。

5 不正防止に向けた行動施策

上記施策に対応するため、不正の発生する要因に対する行動施策として以下に示す。

不正発生要因(リスク)	行動項目	発生要因に対する行動施策
不正に該当する行為についての研究者等の理解不足等によりルールへの誤解や拡大解釈等が生じ不正行為が発生するリスク	責任者会議の実効性 ルールの周知	責任者会議を年 2 回以上開催し、学内の状況を点検し、拡大解釈につながりやすい認識の誤りについてその対策を立て、周知する。 不正事例を整理し、身近な具体例を引用し分かりやすい事例として周知する。
不正行為に対する重大さについての認識不足によって、研究者が安易に不正行為を行うリスク	研究倫理教育の実施 誓約書の提出	全ての構成員に対してコンプライアンス研修及び研究倫理教育を年 2 回以上実施。 不正行為を行わないという意識を高めるため、公的研究費の運営及び管理に携わる者全てに誓約書の提出を求める。
不正の通報等に関する方法や告発者保護の制度が周知されていないことで不正の告発を受ける可能性が低下し、研究者が無安易に不正行為を行うリスク	告発窓口等の周知	大学のホームページ等により不正の通報窓口・手続き・通報者保護等を周知する。
予算執行状況・執行手続きの検証が不十分となることによる不正の発生リスク	予算執行状況の定期的な把握 執行ルールの徹底 取引業者への取引ルールの周知	予算執行状況を定期的にコンプライアンス推進責任者への報告。 例外的購入に対する検収を徹底する。責任者会議において示された事例を基に、定期的に全構成員に対してルール徹底のための研修会を開催する。 取引業者に対して、取引に関するルールを示し、不正等に関与しないことの誓約書を徴収する。
監査体制が不十分なことにより、牽制効果が発揮されず不正が発生するリスク	監査項目の重点化	不正を発生させる要因を整理・分析し監査の効率化・適正化を図る。毎年度テーマを設けて重点監査を行う。